

9月10日(日)は下水道の日です

「下水道の日」は、1961年(昭和36年)、著しく遅れている下水道の全国的な普及(当時の普及率6%)を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため「全国下水道促進デー」として始まりした。

そして、近年下水道に対する認識の高まりもあり、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。



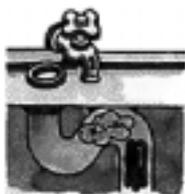
正しく使いましょう
大切な下水道

川が汚れてしまう一番の原因は、家庭の台所、お風呂、水洗トイレなどから出る生活排水です。下水道とは、その生活排水を下水道管(污水管)で処理場を集めて、きれいな水を川や湖海にもどす施設全体をいいます。つまり、下水道はきれいな街やきれいな川をつくるために重要な働きをしています。

下水道は年中無休です。人間の営みがある限り働き続けなければなりません。そこで、下水道を維持管理している町では、昼夜を問わず、下水道の機能が損なわれることのないように点検や清掃などを行っています。

下水道は目に見えませんが、皆さんの生活や活動をしつかり支えています。どうか、下水道に対するご理解とご支援をお願いいたします。

正しく使いましょう、大切な下水道



●排水設備に野菜くずや布切れ、ビニール類、また食用の油を流さないように...



●下水管に薬品、アルコール、ガソリン類を流さないように...



●水洗トイレにはトイレットペーパー以外は使わないように...



●マンホールやますにごみや土砂をすてないように...



悪質業者に
気をつけましょう!

下水道が普及してきたことから、宅内排水設備の維持管理業者又は清掃業者が個人宅を訪問することがあります。勝手に汚水桝の蓋を開けて、町から委託を受けているかのようにふるまう業者もいるようですが、町ではそのような仕事の発注を一切行っておりません。宅内排水設備は、個人で維持管理を行う範囲になりますのでご注意ください。

なお、安心して宅内排水設備の工事や清掃などができるように、町では指定工事店制度を設けています。指定工事店は、皆さんに代わって必要な手続きを行いますので、安心して依頼してください。

もし、排水の流れに違和感があれば、まずは指定工事店に相談してみたいかがでしょうか。指定工事店については、上下水道課までお問い合わせください。

お問い合わせ
上下水道課下水道係
☎(84)3346(直通)

前期高齢者(70歳~74歳)の負担割合が変更になります。

老人保健(75歳以上)

医療機関にかかったとき(平成18年10月1日から)

高齢受給者に該当している方は、医療機関の窓口で保険証と高齢受給者証の2つを提示すると、医療費の1割もしくは3割(平成18年9月30日までは2割)の自己負担となります。

入院等の場合の自己負担限度額は次のとおりです。

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者	2割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得	1割	8,000円	24,600円
低所得	1割	8,000円	15,000円

入院時食事療養費

区分	1食あたりの負担額	
一定以上所得者及び一般	260円	
低所得	過去12ヶ月の入院日数	
	90日まで	210円
	91日以降	160円
低所得者	100円	



低所得・に該当している方は、住民課年金保険係に申請すると、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので、医療機関に提示してください。

お問い合わせ 住民課年金保険係 ☎(84)1965(住民課直通)